

長崎県雲仙市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由〔雲仙市協議書より抜粋〕

1. 宿泊税の目的

雲仙市では、令和4年3月に策定した第2次雲仙市総合計画後期基本計画において、雇用を生み出す産業づくりと人を呼び込む観光地域づくりを基本方針に定め、本市の財産である自然、温泉、食など地域固有の資源を活用した観光地域づくりを進め、国内外からの交流人口の拡大に取り組んでいる。

一方で、本市の各施策に係る財源は、その多くを国や県から交付される交付金や補助金など依存している状況にある。

さらに近年では財源調整基金を取り崩しながら、限られた財源の中で観光施策に取り組んでいる。

雲仙市は宿泊税の導入により多様化する観光ニーズに対応した施策を展開することで、観光客数及び観光消費額が増加することで宿泊税収も増加し、その税収を活用することで更なる施策を展開することが可能となり、観光振興の好循環を実現することが、本市の宿泊税の目的である。

2. 雲仙市の観光

本市は島原半島の陸と海の玄関口となっている。諫早市と隣接し、陸路で半島の観光や自然の恵みを楽しむ人々の出発点になっている。有明海側には多比良港があり、大牟田や熊本方面からの航路による行き来も可能である。

本市の誕生は2005年（平成17年）で、現在の国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の7町が合併した市である。

これらの町はそれぞれに歴史や文化を持ち、地域の特性や魅力を有するが、合併により統合されたことで、より一体的に地域資源や観光資源が魅力化され、市域全体の発展につながることを期待されている。

本市には泉質の異なる2つの温泉地を有している。特に雲仙温泉の歴史は古く、開湯は1300年以上前と伝えられており、江戸時代末期より昭和初期にかけては、外国人の避暑地として賑わい、1934年（昭和9年）には、日本初の国立公園に指定された。

令和6年に本市を訪れた観光客延べ数は、2,240,103人であり、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく影響を受けた令和3年（1,596,321人）と比較し、643,782人増加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が出る前の令和元年（2,752,536人）と比較すると、512,433人の減少となり、コロナ禍前の状態まで回復したとは言えない状況である。

3. 宿泊税の必要性

本市の観光客数や観光消費額は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には至っていない。

また、地方へのインバウンドの分散を契機とした観光客誘致や、観光客の受入環境の整備など、中長期的な観光振興のためには、多様化する観光ニーズに対応した施策展開が必要であると考えている。

一方で、本市の各施策に係る財源は、その多くを国や県から交付される交付金や補助金など依存している状況にある。

さらに近年では財源調整基金を取り崩しながら、限られた財源の中で観光施策に取り組んでいる。

このような財政状況のもと、市の基幹産業である観光業の基盤を強化し、戦略的な成長を推進するために、安定した財源を確保するため、本市の諮問機関として、雲仙市宿泊税検討委員会を設置し、宿泊税を導入または導入を予定している地方公共団体の事例の調査をはじめ、宿泊税の導入の妥当性や課税要件、使途等について検討を行った。

その結果を整理し、令和８年第１回雲仙市議会定例会に雲仙市宿泊税条例（案）を上程し、所管する総務常任委員会に付託、審議された結果、令和８年３月24日に議決された。

宿泊税の導入により多様化する観光ニーズに対応した施策を展開することで、観光客数及び観光消費額が増加することで宿泊税収も増加し、その税収を活用することで更なる施策を展開することが可能となり、観光振興の好循環を実現するため、新たな市税（法定外目的税）として宿泊者に負担してもらうため導入するものである。

2. 概要 [雲仙市協議書より抜粋]

課 税 団 体	長崎県雲仙市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	雲仙市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	多様化する観光ニーズに対応した施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	・ 宿泊料金が5,000円未満である場合 100円 ・ 宿泊料金が5,000円以上である場合 350円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約1.3億円
課 税 免 除 等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約140万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

雲仙市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、雲仙市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

雲仙市宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一人一泊について、宿泊料金が5千円未満の場合100円、5千円以上の場合350円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

雲仙市宿泊税は、雲仙市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

雲仙市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。